## 〇手話言語及び情報コミュニケーション検討にかかる背景

年号		京都府内の動き	全国の動き	備考
1873年	(明治6年)	待賢小学校院瘖唖教場が開設		
1878年	(明治11年)	古河太四郎氏が京都府立京都盲唖院を創設		日本初の聾学校
1880年	(明治13年)		ミラノ会議	聾教育での口話法採用が決 議
1949年	(昭和24年)	聾学校で幼児の受入を開始		
1963年	(昭和38年)	京都市手話学習会「みみずく」が結成		日本初の手話サークル
1975年	(昭和50年)		国連において障害者の権利宣言採択	
1978年	(昭和53年)	京都聴覚言語障害者福祉協会が法人認可		
1982年	(昭和57年)	いこいの村栗の木寮が開所		日本初の重度重複聴覚障害 者の入所授産施設
2000年	(平成12年)		社会福祉法一部改正	手話通訳事業が第2種社会 福祉事業に位置づけ
2003年	(平成15年)	全国手話研修センターが開所		
2006年	(平成18年)		障害者自立支援法 施行	コミュニケーション支援事業が 地域生活支援事業に位置づ け
			国連において障害者権利条約採択	言語には手話等の非音声言 語を含むことが明記
2007年	(平成19年)	聾学校に聴覚支援センターを設置	日本が障害者権利条約に署名	
2010年	(平成22年)		バンクーバー国際会議	聾教育の場で手話を排除する 決議を撤廃
2011年	(平成23年)		障害者基本法一部改正	国内法で初めて言語に手話を 含むことが明記
2013年	(平成25年)		障害者総合支援法施行	意思疎通支援事業が法律上 に明記
			鳥取県手話言語条例施行	国内初の手話言語条例
2014年	(平成26年)		障害者権利条約に批准	
2015年	(平成27年)	「京都府障害のある人もない人も共に安心して いきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が施行		
		京都府聴覚言語障害センターが開設		
2016年	(平成28年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律(障害者差別解消法)」、「障害者雇用促進 法」が施行	